平成２３年（フ）第１３５号
群馬県前橋市樋越町205番地12
破産者　近藤　洋子
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６１３号
埼玉県狭山市入間川４丁目15番29号、前住所埼玉県川越市新宿町４丁目３番15　コーポラス川越サウスプラトウＤ棟105号室
破産者　内田　圭子（旧姓田中）
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７５３号
埼玉県鶴ヶ島市富士見３丁目10番806号
破産者　佐藤　圭一
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２６１号
埼玉県所沢市三ケ島５丁目1648番地の６
破産者　澤田冨士夫
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４１９号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷286番地312
破産者　清水　智治
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４２３号
神奈川県横浜市保土ヶ谷区霞台59番２号
破産者　岡部　長景
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１３８１号
横浜市鶴見区東寺尾６丁目35番８―404号
破産者　佐竹　　仁
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４４７号
横浜市泉区和泉町1389番地　エス・フローラＡ102号
破産者　高久　秀紀
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５号
富山県黒部市田家新1552番地１、前住所富山県黒部市田家新954番地
破産者　山田　邦彦
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第４４号
静岡県伊豆市熊坂301番地の３
破産者　山田　三男
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４１６号
静岡県袋井市中913番地の８
破産者　待谷　典明
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７１９号
静岡県浜松市東区積志町15番地の３
破産者　村木　秀徳
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２９３号
静岡県袋井市春岡957番地の４
破産者　石貝真由美
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３１０号
静岡県浜松市東区上西町1235番地　コナビック上西４Ｈ号室、前住所静岡県浜松市東区神立町139番地の１　ファイネスコート神立205号
破産者　鈴木　好治
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３１３４号
名古屋市守山区新守山2201番地　寿ハイツ201号室、開始決定時の住所愛知県小牧市古雅４丁目３番地２
破産者　高橋　　優
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５３４号
愛知県あま市本郷花ノ木96番地　グリーンフォレスト403号
破産者　鵜飼　　順
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７号
愛知県弥富市平島東３丁目32番地　グランドコートハットリ７号室、住民票上の住所愛知県弥富市鎌島６丁目43番地
破産者　川崎ひとみ
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７２号
名古屋市守山区幸心１丁目126番地　ＯＳ・ＳＫＹマンション新守山５Ｄ
破産者　島田　泰子
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部